

奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 号

奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程等の一部を改正する規程

(奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程の一部改正)

第 1 条 奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「市町村事務所等に」の次に「統括参事、」を加える。

第 8 条第 2 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 統括参事は、上司の命を受け、担任する特に重要な事務を掌理する。

(奈良県広域水道企業団組織規程の一部改正)

第 2 条 奈良県広域水道企業団組織規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表橿原事務所の項中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に、「橿原市の区域」を「橿原市及び明日香村の区域」に改め、同表平群事務所の項中「平群事務所」を「平群・三郷事務所」に、「平群町の区域」を「平群町及び三郷町の区域」に改め、同表三郷事務所の項及び明日香事務所の項を削り、同条第 2 項の表橿原事務所の部中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に改め、同表平群事務所の部中「平群事務所」を「平群・三郷事務所」に、「水道係」を「水道 1 係、水道 2 係」に改め、同表三郷事務所の部及び明日香事務所の部を削る。

第 8 条第 1 項中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に改め、同条第 4 項中「平群事務所、三郷事務所」を「平群・三郷事務所」に改め、「、明日香事務所」を削る。

第 1 2 条中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に、「平群事務所、三郷事務所」を「平群・三郷事務所」に改め、「、明日香事務所」を削る。

(奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第 3 条 奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第２ ７級の項中「所長」の次に「又は統括参事」を加え、同表備考中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に改め、「宇陀事務所」の次に「平群・三郷事務所」を加え、「平群事務所、三郷事務所」を削る。

別表第３ ２種市町村事務所の部中「所長」の次に「統括参事」を加える。
(奈良県広域水道企業団行政文書管理規程の一部改正)

第４条 奈良県広域水道企業団行政文書管理規程（令和７年３月企業管理規程第４２号）の一部を次のように改正する。

別表第１ 所属の欄市町村事務所等の部橿原事務所の項中「橿原事務所」を「橿原・明日香事務所」に、「橿原事」を「橿明事」に改め、同部平群事務所の項中「平群事務所」を「平群・三郷事務所」に、「平群事」を「平三事」に改め、同部三郷事務所の項及び明日香事務所の項を削る。

附 則

この規程は、令和７年１０月１日から施行する。